

令和6年度

栃木南部農業水利事業

荒川排水機場撤去・場内整備工事

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局栃木南部農業水利事業所

第1章 総則

栃木南部農業水利事業荒川排水機場撤去・場内整備工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）、「施設機械工事共通仕様書（以下「共通仕様書（施）」という。）及び国土交通省大臣官房営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（建）」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営栃木南部土地改良事業計画に基づき、旧荒川排水機場の撤去及び敷地内の場内整備を行うものである。

2. 工事場所

栃木県小山市網戸地内

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

（1）旧荒川排水機場撤去工

- | | |
|-------------|-----|
| ① 建屋撤去工 | 1 式 |
| ② 吸水槽撤去工 | 1 式 |
| ③ 吐水槽撤去工 | 1 式 |
| ④ 施設機械設備撤去工 | 1 式 |

（2）荒川排水機場場内整備工

- | | |
|---------|-----|
| ① 場内整備工 | 1 式 |
|---------|-----|

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

本工事は標準的な設計図書による発注であり、工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量については、設計変更で処理する。

第3章 施工条件

1. 工程制限

（1）豪雨時の工程制限

本工事の施工期間中において、降雨の状況によっては新設の荒川排水機場の運転が行われる期間が生じる。

その場合、本工事の実施内容にも依るが、一時的に工事施工に制限を掛ける必要

が生じる場合がある。

詳細な内容については、契約後に監督職員と打合せるものとする。

なお、この工程制限によって工事全体の工程・工期に影響を及ぼす恐れが生じた場合には、また別途監督職員と打合せを行い、契約変更の対象とする場合がある。

(2) 出水期の工程制限

本工事において、河川内工事にあたる樋管撤去工・吸水槽(下部工)撤去工の一部工程については、思川の出水期である6月1日～10月31日の工事施工を制限する。

なお、非出水期の施工でも降雨等により施工場所が水没した場合等には、その状況を監督職員に報告し、対応を協議するものとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等14日/月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、大型連休、夏期休暇、年末年始休暇。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時期

原則、平日の午後5時から翌日の午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(土)第1編 1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

6. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている430日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工

程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の配置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年2月20日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

7. CORINS への登録

技術者の従事期間は契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土、礫質土及び粘性土を想定している。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、本工事の構造物取壊しは低騒音・低振動機械工法を予定していないが、地域住民との調整状況により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者としなければならない。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
工事用道路入口 (県道173号線と市道 4321号線の交差点)	1名/日	1名	昼間	無

(3) 防塵対策

本工事の防塵対策は予定していないが、隣接する耕作者との調整状況等により農作物等の保護が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土）第1編 3-2-2 一般事項1. 施工計画(2)において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

3. 関係機関との調整

関係者（施設管理者等）との調整は発注者で行うものとする。

ただし、工事の交通規制に伴う任意仮設設備等に関するものは監督職員と打合せのうえ受注者が行わなければならない。

4. 隣接地に関する措置

(1) 本工事の周辺農地では営農が行われているので、営農に支障がないように配慮しなければならない。

(2) 本工事周辺部の既設構造物については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

なお、監督職員が別途指示する箇所については、工事実施期間中定期的に、位置・高さ等について測定を行い監督職員に報告しなければならない。

また、構造物に影響が生じると想定される場合、又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、事後の処理について監督職員と協議しなければならない。

5. 防災対策

受注者は気象予報等（河川管理者の情報）を的確に把握するとともに、十分注意して施工するものとし、特に対策を必要とする場合には監督職員と協議するものとする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路

工事現場へは県道 173 号線と市道 4321 号線から進入する計画としているが、一般の通行に支障を来さないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 現場発生材置場

本工事の施工に伴い発生する金属くず（現場発生材）の置場は次に示す場所とし、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
荒川排水機場内仮置場	栃木県小山市網戸地内	73.0ton	

3. 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

測 点	排水区分	排水量	摘 要
樋管	作業時排水	Qmax= 6m ³ /h	既設樋管撤去・樋管改修時

なお、施工時の排水量に著しい変更が生じ、これにより水替え工法の変更が生じる場合は、排水量等の測定記録を整理し、監督職員と協議するものとする。

4. 建設発生土搬入地

- (1) 不足する建設発生土については、図面に示す箇所から搬入するものとし、その名称、搬入予定量は次のとおりであるが、条件変更等に伴い変更となる場合には監督職員から指示するものとし、契約変更の対象とする。

名 称	地 先 名	搬入予定量	摘 要
与良川統合排水機場 仮置場	栃木県小山市白鳥地内	約 1,759 m ³	土砂（埋戻・工事用道路造成）

- (2) 搬入地に土砂を返却する際の処分方法は、バックホウによる敷き均しを想定としている。

5. 仮締切工

仮締切工の位置、規模、構造は図面のとおりとす。また、施工に当たっては、施工前に機械の配置、敷設、撤去等について計画書を作成し提出するものとする。

設置期間中における仮締切工からの出水や土留工の変位が発生した場合は、調査結果を監督職員に報告するものとする。

6. 土留工

打込みは、油圧圧入工法を計画しているが、地質その他施工条件等により、変更する場合は、監督職員と協議するものとする。

また、施工に当たっては、施工前に追加地質調査ボーリングが必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

設置期間中における立坑からの出水や土留工の変位が発生した場合は、調査結果を監督職員に報告し、その対応について協議するものとする。

7. 鋼矢板

鋼矢板の打設は油圧圧入工法を想定しており、現況地盤のN値は50以下を想定している。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、別途監督職員から提示するものとする。

2. 着手前現地状況等の測定記録

工事の着手前に、以下の項目について現地状況等の測定記録（位置・高さ等）を整理し、監督職員へ報告しなければならない。

道路の敷高測定についてはレベルによる直接測定を予定しており、測定場所、時期、頻度については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

- (1) 表土面標高
- (2) 畦畔等の位置・形状
- (3) 既設水路の位置・形状・基準高・長さ

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備及び負担しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格および品質は、次のとおりである。

なお、これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は、改正産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）の製造品とする。

- (1) 鋼材
鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295A、SD345
- (2) 石材
砕石 再生クラッシャーラン RC-40
砕石 粒度調整砕石 M-30
砕石 粒度調整砕石 M-40
砕石 単粒度砕石4号 20～30mm
- (3) アスファルト
再生密粒度アスコン As13
アスファルト乳剤 JIS K 2208 PK-3
アスファルト乳剤 JIS K 2208 PK-4

(4) コンクリート

コンクリートは JIS A 5308 レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的
鉄筋コンクリート	21	12	25 又は 20	60 以下	BB	吸水槽入口ゲート、吐水槽樋管、門扉工
無筋コンクリート	18	8	25 又は 20	65 以下	BB	均しコンクリート、基礎コンクリート、小口止コンクリート等
無筋コンクリート	24	5	40	55 以下	BB	コンクリート舗装

(5) コンクリート二次製品

大型積ブロック 控 500mm

積ブロック 控 350mm

(6) 大型土のう

耐候性大型土のう 丸型 φ110×110cm

(7) 土木安定シート

t=0.37mm 強度 900N/5cm 以上

(8) 吸出防止材

合織不織布 t=10mm

(9) 鋼矢板

IV型

(10) ネットフェンス

忍び返し付、メッキ着色塗装、柵高 H=1.5m、支柱間隔 B=2.0m

(11) 門扉

W9.2m×H1.50m

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事用材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合報告書・試験成績書
コンクリート二次製品	製作承認図又はカタログ、試験成績書
鉄筋	ミルシート
砕石	試験成績書
地盤改良材 (セメント系)	試験成績書
土木安定シート	カタログ・試験成績書
大型土のう袋	カタログ・試験成績書
ネットフェンス	カタログ
門扉	カタログ
後付止水板	試験成績書、カタログ
積ブロック	試験成績書、カタログ

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

材 料 名	検査項目	摘 要
大型ブロック積材	寸法・外観	寸法は当日入荷数から任意1個対象、外観は原則全数
積ブロック材	寸法・外観	寸法は当日入荷数から任意1個対象、外観は原則全数

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
単粒度砕石	4号（20～30mm）	栃木県内
仮設材（敷鉄板）	t=22mm	栃木県下野市
仮設材（鋼矢板）	IV型	千葉県白井市
仮設材（H形鋼）	H250	茨城県阿見町
仮設材（軽量覆工板）	SD23型	茨城県古河市

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおり、検測又は確認を受けるものとする。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。なお、施工段階確認の具体的な実施方法については、施工計画書に記載するものとする。

2) 下表に示す以外の工種は、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。

工 種	確認内容	確認時期	備 考
掘削	床付け状況、基準高	初期床付け完了段階	
	地質状況	地質変化時	
均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	構造物ごとに初期打設完了後1箇所	
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	鉄筋組立後	
路盤	基準高、厚さ、幅	初期施工段階で1箇所	
コンクリートブロック積み水路（胴込、裏込含）	厚さ	初期施工段階で1箇所	

む)				
地盤改良工		改良深、改良幅	初期施工段階で1箇所	
指定 仮設	土木安定シート	延長、幅	設置完了時点で1箇所	
	仮設ヤード	長さ、幅	設置完了時点で1箇所	
	土留工	打込長、幅	初期打設時で1箇所	初期打設時は、鋼矢板 1枚当たり。
	工事用道路	延長、幅	設置完了時点で1箇所	
	仮締切工			

(3) 中間技術検査

- 1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下、「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

(4) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適切に処理するものとする。

(5) 設計図書等について

本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告し充足するものとする。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤材、構造物基礎
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	アスファルト舗装工（表層）

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、本現場内での利用を検討するものとする。

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

(1) 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
コンクリート塊 (有筋)	アワノ総合開発	栃木市尻内町 1850	8:30~ 17:00	中間処理施設
アスファルト殻	トーテツ産業(株)	小山市栗宮 2555	8:30~ 17:00	中間処理施設
廃シート	(株)グランエコ	下都賀郡野木町野木 141-11	8:30~ 17:00	中間処理施設
高含水比汚泥 (舗装切断排水)	吉澤精機(株)	佐野市栄町 13-2	8:30~ 17:00	中間処理施設
解体木くず	(株)ログ下野工場	下野市柴 262-13	8:00~ 17:00	中間処理施設
ガラスくず	(株)友和環境第一工場	下都賀郡壬生町大字藤 井 1066-1	8:30~ 17:00	中間処理施設
アスベスト	仙台環境開発(株)	宮城県仙台市青葉区芋 沢字青野木 201	9:00~ 17:00	最終処分場
アスベスト含有材 (レベル3)	二光産業処理(有)	群馬県高崎市吉井町上 奥平 2187-1	8:30~ 17:00	最終処分場

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

(1) 土木工事

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 構造物撤去工	その他の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 建築物に係る解体工事

工 程	作業内容	分別解体等の方法	
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 建設設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐい取壊し □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ その他	その他の取壊し □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 土工

(1) 掘削

1) 掘削

- ① 掘削土の含水比が高いことも想定されるため、仮置き場にて4週間入念に曝気等の措置を講じるものとする。なお、本工事の埋戻及び盛土は、流用土を使用するものとするが、埋戻及び盛土として適さないと想定される場合、判断に必要な各種試験（コーン指数試験等）及び流用土の改良工法について、監督職員と協議のうえ設計変更を行うものとする。
- ② 掘削土は埋戻及び盛土に流用するもののほか全て第5章4に示す建設発生土受入地へ搬出することを想定している。
- ③ 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- ④ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、作業を中止して速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻

1) 締固め方法

- ① 締固め幅 1.0m 未満の埋戻は、一層の仕上り厚さが 30cm 以下になるように均等に人力でまき出し、振動ローラハンドガイド式 0.8～1.1t 級により、十分に締固めなければならない。
- ② 締固め幅 1.0m 以上 2.5m 未満の盛土は、一層の仕上り厚さが 30cm 以下になるように均等に人力でまき出し、振動ローラ搭乗式・コンバインド型 3～4t 級により、十分に締固めなければならない。
- ③ 排水路の築堤部における締固め幅 4.0m 以上の盛土は、一層の仕上がり厚さが 30cm 以下になるようブルドーザ 13～16t 級で押土し、タイヤローラ 8～20t 級により、十分に締固めなければならない。
- ④ 埋戻及び盛土は、事前に締固め実験を実施し、試験結果に基づき締固め密度 85%以上（規定 JISA1210 の A・B 法）となるよう施工しなければならない。

- ⑤ 本工事における埋戻は、流用土を使用するものとするが、埋戻土として適さないと判断した場合、監督職員と協議するものとする。

6. 基礎工

(1) 砕石基礎

砕石基礎の締固めは、十分に締固めなければならない。

7. 構造物撤去工

(1) コンクリート構造物取壊し

- 1) コンクリート構造物の取壊しに当たっては、取壊し前に不可視部等を含めて寸法を計測し、監督職員に報告するものとする。
- 2) 殻の処理に当たっては、コンクリートの単位体積重量は、土地改良工事数量算出要領（案）のとおりと考えているが、マニフェスト等により単位体積重量に差異が生じた場合は、監督職員と協議する。

8. 既設構造物撤去工

- (1) 工事施工上支障となる既設構造物は、事前に構造、寸法、数量を監督職員に報告のうえ撤去するものとする。
- (2) 既設構造物撤去数量については、撤去前に現地にて計測確認を行い、差異が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

9. 舗装工

(1) 市道舗装復旧工

1) 下層路盤工

下層路盤工は、路盤材 RC-40 をモータグレーダ等で敷均し、ロードローラ 10t 級及び、タイヤローラ 8~20t 級により締固めなければならない。

2) 上層路盤工

上層路盤工は、路盤材 M-40 をモータグレーダ等で敷均し、ロードローラ 10t 級及び、タイヤローラ 8~20t 級により締固めなければならない。

3) アスファルト舗装工

①マーシャル試験に対する基準値は、アスファルト舗装要綱によるものとし、突き固め回数は 50 回とする。

②上層路盤、表層の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK-3）126L/100 m²以上を路面に均等に散布し、上部層との密着を図らなければならない。

③締固めはマカダムローラ 10~12t 級及び、タイヤローラ 8~20t 級により締固めなければならない。

(2) 場内舗装工

1) 下層路盤工

下層路盤工は、路盤材 RC-40 をモータグレーダ等で敷均し、ロードローラ 10t 級及び、タイヤローラ 8~20t 級により締固めなければならない。

2) 上層路盤工

上層路盤工は、路盤材 M-30 をモータグレーダ等で敷均し、ロードローラ 10t 級及び、タイヤローラ 8~20t 級により締固めなければならない。

3) アスファルト舗装工

①マーシャル試験に対する基準値は、アスファルト舗装要綱によるものとし、突き固め回数は 50 回とする。

②上層路盤、表層の施工に当たっては、タックコート（アスファルト乳剤 PK-4）43L/100 m²以上を路面に均等に散布し、上部層との密着を図らなければならない。

③締固めはマカダムローラ 10~12t 級及び、タイヤローラ 8~20t 級により締固めなければならない。

(3) コンクリート舗装工

1) コンクリート舗装は、路盤紙を敷設し、バイブレータ等で十分締固めた後養生しなければならない。

なお、舗装表面はほうき目仕上げとする。

10. 耕地復旧

用地の原形復旧は、次により行わなければならない。

なお、耕地の借地部が沈下した場合及び畦畔復旧に表土の補充が必要になった場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 水田部

土木シートの撤去は、土木シートの取り残しや砕石等が耕土に混入しないよう人力で撤去しなければならない。

土木シートを撤去した後に農用トラクタ等で、2回掛けの耕起を行い、均平に仕上げなければならない。

なお、畦畔等を掘削した土砂に礫等が混入していた場合は、復旧の材料としての使用可否について監督職員と協議するものとする。

11. 地盤改良工

(1) 改良材投入量は、着工前に現地土による室内配合試験を行い、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、設計時の添加量及び強度は次のとおりであるが、試験結果により、監督職員と協議のうえ設計変更を行うものとする。

	添加量 (kg/m ³)	室内改良強度 (N/mm ²)
樋管工施工部	75	150
護岸復旧部	50	30

(2) 混合

- 1) 混合は、バックホウ又はこれを同等の混合能力を持つ機種により所定の深さまで行うものとし、改良土が均質になるまで入念に行わなければならない。
- 2) 混合の確認は、混合深、混合状況の良否について行うものとし、混合にむらが生じた場合は再度混合を行い均一化を図るものとする。

第10章 施工管理

1. 工事の主任技術者等の資格

配置予定技術者については、以下の1) もしくは2) のいずれかの資格を有する者とする。

- 1) 1級若しくは2級建築施工管理技士（建築）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- 2) 1級若しくは2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2. 石綿作業主任者等の要件

石綿作業主任者は、労働安全衛生法第14条（作業主任者）の規定による石綿作業主任者技能講習を修了した者、又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者でなければならない。石綿の取扱作業従事者は石綿取扱作業従事者教育（特別教育）を修了した者でなければならない。

3. 事前調査の実施及び結果報告

受注者は、解体工事を行う前に、石綿含有建材に関する事前調査を行わなければならない。また、事前調査結果を大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の規定により県（大気汚染防止法）及び労働基準監督署（石綿障害予防規則）に報告しなければならない。

4. 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことが

できる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。
なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

6. 工事現場等における遠隔確認について

- １）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- ２）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」に

よるものとする。

- 3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 設計変更等の業務

受注者は、設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議の上、設計変更に計上するものとする。

第 12 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。なお、本工事における仮排水路の計画流量は第 5 章 5. に示すとおりであり、受注者の善良な管理のもとにおいて、これを超える洪水により被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

第 13 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

なお、軽微な変更については、両者協議のうえ契約変更の対象としない場合がある。

- (1) 第 2 章 4 に示す工事数量に変更が生じた場合
- (2) 第 4 章 1 に示す土質に変更が生じた場合
- (3) 排水量に著しい変更が生じ、これにより水替え工法の変更が生じた場合
- (4) 騒音・振動調査等の対策の必要が生じた場合
- (5) 濁水処理が必要になった場合
- (6) 地下埋設物（埋蔵文化財含む）の出現により処理の必要が生じた場合
- (7) 産業廃棄物の種類、処理量に変更、追加が生じた場合
- (8) 公共事業労務費調査が生じた場合
- (9) 歩掛調査等が生じた場合
- (10) 第三者との協議結果により変更が生じた場合
- (11) 施工方法等が変更となった場合
- (12) 指定仮設に変更が生じた場合
- (13) 交通保安対策の員数に変更が生じた場合
- (14) 既設構造物の保護対策等の必要が生じた場合
- (15) 関係機関との調整により施工条件、施工方法等に変更又は追加が生じた場合

- (16) 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
- (17) 第5章4に示す建設発生土受入地に変更が生じた場合
- (18) 第5章指定仮設6.土留工に示す地質調査ボーリングが必要となった場合
- (19) 地盤改良工法又は地盤改良材に変更が生じた場合
- (20) 六価クロム溶出試験の結果、試験方法・数量等に変更が生じた場合
- (21) 六価クロム溶出試験の結果、処理対策等が必要となった場合
- (22) 既設構造物撤去・復旧数量等に変更が生じた場合、又は処理方法に変更が生じた場合
- (23) 仮設資材（鋼矢板・敷鉄板）について、追加の安全対策・盗難対策を行う必要が生じた場合
- (24) 工事用進入路について、施工期間内において養生・補修等が必要となった場合
- (25) その他監督職員が必要と認めたもの

第14章 その他

1. 契約後VE提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ②VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項

⑥その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

- 2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

- 1) 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額(以下、「V E管理費」という。)を削減しないものとする。
- 7) V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記6)のV E管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合には、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E提案書の使用

発注者は、V E提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副2部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象費」という。)については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通

仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が

工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)及び(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿(共通仕様書(土) 様式-42)に記録し、相互に確認するものとする。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式(洋風)便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ス 擬音装置(機能を含む)
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

(4) 監督職員と事前に協議を行わずに快適トイレを設置した場合や、必要書類を期日までに提出しない場合等は、変更の対象としない場合がある。

8. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）

	②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明・ビデオ ⑨社会貢献
--	---

9. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準を達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物取壊し	機械	1.02

10. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
- その他[理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- その他[理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- その他[理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※}$$

※ 補正係数：1.2

12. 熱中症対策に係る費用の計上

(1) 次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとする。

ア 遮光ネット(足場に設置するものに限る)

イ ドライミスト

ウ 暑さ指数(WBGT値)の計測装置

13. 総価契約単価合意方式について(包括的単価個別合意方式)について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計金額や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。

(2) 受発注者間の作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 運搬費：建設機械の運搬費
 - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他職種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

16. 情報化施工技術の活用について

- (1) 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。

(2) 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

(3) 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

(4) 貸与資料

基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	荒川排水機場実施設計業務	
2	荒川排水機場撤去・場内整備等実施設計業務	
3	図面のCADデータ	

(5) 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。

(6) 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

(7) 情報化施工技術の活用に必要な費用

- 1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。
- 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

第 15 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式1)

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

関東農政局栃木南部農業水利事業所長 〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。